

令和7年度全国薬務関係主管課長会議
説明資料

厚生労働省医薬局
医薬品審査管理課化学物質安全対策室

(医薬品審査管理課化学物質安全対策室)

1. 毒物劇物対策	-----	1
2. 化学物質安全対策	-----	2
○医薬品審査管理課化学物質安全対策室説明資料	-----	7

1. 毒物劇物対策

現 状 等

- 毒物及び劇物の取扱については、各都道府県、保健所設置市及び特別区に配置された毒物劇物監視員が、毒物及び劇物取締法（毒劇法）に基づき、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者について、①登録・許可・届出状況、②製造・販売、取扱場所の状況、③譲渡・交付手続き、④表示の適否、⑤盗難紛失の防止措置、漏洩防止措置等の監視を行うとともに、貯蔵、運搬、廃棄に関する技術基準等を遵守するよう指導を行っている。
- 令和6年度には、登録・届出施設 60,742 施設のうち延べ 18,268 施設（検査率 30.0%）及び届出の不要な施設のうち 3,354 施設、合計 21,622 施設に対して立入検査を行った結果、2,049 施設において違反を発見し（発見率 9.5%）、これらに対し改善の指導を行った（参考資料編 15「毒物劇物対策」（1）（2）（3）参照）。
- 令和7年10月に毒物及び劇物指定令の一部を改正し、新たに1品目を劇物に指定し、1品目を劇物から除外した。
- 令和7年10月に毒物及び劇物取締法施行規則を改正し、毒物劇物営業者以外の者が譲受人として毒物又は劇物の譲渡を受ける際に作成する書面は、譲受人が押印又は署名した書面と改めた。
- 毒物及び劇物のオンライン販売につき、実態を把握するため買い上げ調査を行った結果、毒劇法に抵触する実態が一部の店舗において確認されたことから、令和7年3月に通知を発出し、毒劇物のオンライン販売に係る留意事項を示した。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 毒物劇物営業者等に対する指導については、令和2年に改訂した「毒物劇物監視指導指針」に基づき、毒劇物の管理等が適正に行われるよう、引き続き管下の事業場に対し指導をお願いしたい。なお、「毒物及び劇物の流出等の事故及び盗難・紛失に関する厚生労働省への通報及び報告について（令和6年10月22日医薬薬審発1022第18号）」において、「毒物劇物監視指導指針」において厚生労働省への通報・報告を求める事故や紛失等の範囲を明確化しているので、引き続きご協力をお願いしたい。

また、今年も昨年4月に行った立入検査に係る違反改善率について調査依頼を行う予定であるので、御協力をお願いしたい。

- 毒物劇物営業登録等システムについては、令和5年度末にガバメントクラウドへの移行を行ったところであり、今後も法令改正をふまえた改修や申請のデジタル完結を目的に改修を検討しているところ。引き続き都道府県及び傘下の自治体のみなさまにおかれては、利用実態の調査等にご協力いただくと共に、D-GETs の導入・活用をご検討いただきたい。

担当者名 川嶋専門官（内線 2426）、平河係員（内線 2798）

2. 化学物質安全対策

(1) 家庭用品安全対策

現状等

- 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（以下「家庭用品規制法」という。）に基づき、令和8年1月現在 21 物質群が有害物質に指定され、家庭用品中の有害物質の含有量等について必要な基準（規制基準）が定められている。また、「家庭用品中の有害物質試験法について」（令和4年3月28日付薬生薬審発 0328 第5号医薬品審査管理課長通知）において、各有害物質の公定試験法を定めている。

公定試験法のうち、ジベンゾ [a, h] アントラセン、ベンゾ [a] アントラセン及びベンゾ [a] ピレンの試験法について、令和7年3月21日付けで安全な試薬の使用、分析精度の向上及び代替キャリアーガスの使用のための改正を行った。この試験法の改正については、令和8年4月1日施行を予定している。

- 都道府県、保健所設置市及び特別区（以下、本項において「都道府県等」という。）が実施している家庭用品の試買等試験検査に関して、当該結果に基づく監視、指導について都道府県等に監視速報として情報提供を行っているほか、試買等試験検査の結果を厚生労働省で取りまとめ、厚生労働省ホームページ（※）にも掲載している。

※ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/katei_jichitai.html

- 令和7年12月に、「2024年度 家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告」をとりまとめ、厚生労働省ホームページ（※）に掲載している。

※ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/katei_report.html

- 消費生活用製品安全法に基づき、製造・輸入業者は、消費生活用製品による重大製品事故について、消費者庁への報告が義務付けられている。当該報告のうち、家庭用品規制法により措置すべきもの、すなわち製品に含有する化学物質が事故原因と考えられるものについては、消費者庁から厚生労働省に通知され、厚生労働省が公表等の措置を行う。厚生労働省に通知された重大製品事故については、都道府県等への通知並びに厚生労働省ホームページ（※）への掲載等により重大製品事故情報を公表するとともに、事業者への指導等の措置を行い、再発の防止に努めている。

※ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/jikojirei.html

また、消費者安全法に基づき、都道府県等は、消費者事故等（重大な事故を含む。）が発生した旨の情報を得た場合には、消費者庁へ報告することとなっている。

- 柔軟剤などの香りにより、頭痛や吐き気がするなど体調不良を訴える相談が消費生活センター等に寄せられている。柔軟剤などの香りと体調不良との因果関係は不明ではあるものの、製品を使用する際のマナー等の啓発のため、厚生労働省では、消費者庁等の関係省庁との協力のもと、

- ・ 自分にとって快適な香りでも、不快に感じる人がいる
- ・ 香りの強さの感じ方には個人差がある
- ・ 使用量の目安などを参考に、周囲に配慮した使用が必要

といった内容のポスターを令和3年に作成、令和5年に改訂している。

※ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/index.html#other_002

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 前述のとおり、令和7年3月21日付けでジベンゾ [a, h] アントラセン、ベンゾ [a] アントラセン及びベンゾ [a] ピレンの試験法の改正を行ったところ、これらの基準及び試験法の改正については、令和8年4月1日施行を予定しており、適切な施行に向けた関係事業者、関係機関等への周知徹底を図るとともに、適切な指導の実施に努めていただくようお願いしたい。

※ <https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001457253.pdf>

- 令和7年12月19日に、家庭用品による健康被害事例をとりまとめて、分析・評価を行い「2024年度家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告」として公表したところ、家庭用品中の化学物質による健康被害の発生及び拡大防止のため、本報告を活用し、関係事業者及び消費者への周知・啓発をお願いしたい。

※ <https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001613798.pdf>

- 複数の自治体にまたがる事案については、必要に応じて、厚生労働省においても、関係自治体と密な連携をとりながら対応することとしているので、家庭用品の事業者のある自治体におかれては、御協力をお願いしたい。また、家庭用品の自主回収等の各自自治体を実施する家庭用品衛生監視に関する事案の公表については、厚生労働省においても、同時公表の可否を検討するので、事前に御連絡いただきたい。

- 令和7年度の家庭用品試買等試験検査状況については、「令和7年度家庭用品試買調査報告の提出及び令和8年度家庭用品試買調査の依頼」（令和7年5月16日付け医薬審発 0516 第4号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）でお示ししているとおり、令和8年3月20日までに報告をお願いしたい。

※ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/katei_jichitai.html

- 厚生労働省が公表した重大製品事故については、ホームページや広報誌等により住民への周知・啓発に努めるようお願いしたい。また、関係自治体には、被害の防止及び拡大の防止の観点から立入検査等必要な措置を行っていただくことがあるが、その際には御協力をお願いしたい。加えて、家庭用品の使用によると考えられる健康被害のうち、化学物質の起因が疑われる被害等についての情報を入手した場合には、化学物質安全対策室への報告をお願いしたい。

※ 「消費生活用製品安全法の一部改正に伴う製品事故の取扱について」平成19年5月11日付け薬食化発第0511001号厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長通知)。

※ https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb3595&dataType=1&pageNo=1

- 香りへの配慮に関する啓発ポスターについては、関係者への周知について、御協力をお願いしたい（令和5年7月19日付け事務連絡「香りへの配慮に関する啓発ポスターの改訂について（情報提供）」）。

※ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/assets/consumer_safety_cms205_230711_01.pdf

担当者名 野口専門官（内線 2423）、台蔵係員（内線 2424）

(2) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）

現状等

- 化管法の対象業種となっている事業者（従業員数 21 人以上）による第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出については、厚生労働省が所管する業種に係る毎年度の実績の集計結果を厚生労働省ホームページ（※）で公表している。

※ http://www.nihs.go.jp/mhlw/prtr_hp/index.htm

- 令和 3 年の化管法施行令の改正により、第一種指定化学物質（排出量・移動量の届出、安全データシート（SDS）交付が必要）は 515 物質に、第二種指定化学物質（SDS 交付が必要）は 134 物質となり、令和 5 年 4 月より対象物質が変わっている。これらの対象物質の排出・移動量の把握を行い、令和 7 年度分の排出・移動量は令和 8 年度に届出を行う（「届出方法」は電子届出を推奨）。

対応すべき化学物質の範囲及び届出書様式等の詳細については、経済産業省ホームページ（※）を参照されたい。

※ http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/index.html

- 令和 5 年 4 月以降の対象物質は、経済産業省ホームページ（※）を参照されたい。

※ https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html

今後の取組

- 令和 6 年度中の第一種指定化学物質の排出量及び移動量（令和 7 年度届出分）については、事業者からの届出に基づき集計し、厚生労働省の所管する業種に係る実績については、令和 8 年 3 月末を目途に公表する予定である（全事業者については、経済産業省及び環境省より公表予定）。

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 排出量及び移動量の把握・届出について、電子届出を案内の上、引き続き関係する事業者に対し周知を図るとともに、届出内容の確認、受理、送付等の業務について御協力をお願いしたい。

担当者名 高田審査官（内線 2416）、大地係員（内線 2428）

(3) 室内空気汚染対策

現 状 等

- 居住環境に由来する様々な健康障害、いわゆるシックハウスについては、関係省庁間で連携・協力して取り組んでいるところ、医薬局では「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」を開催し、室内濃度指針値の設定、測定方法の開発等を担当している。
- 国立医薬品食品衛生研究所において、室内空気汚染全国実態調査及び当該調査で検出された化学物質のリスク評価等を実施している。
- 直近では、令和7年1月17日付けで「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」（医薬発 0117 第1号厚生労働省医薬局長通知）及び「室内空气中化学物質の測定マニュアル（統合版）について」（医薬薬審発 0117 第4号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）を発出し、エチルベンゼンの室内濃度指針値を $3,800\mu\text{g}/\text{m}^3$ から $370\mu\text{g}/\text{m}^3$ に改定するとともに、標準的測定方法として室内空气中化学物質の測定マニュアル（統合版）を示した。
 - ※ <https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001377536.pdf>
 - ※ <https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001377543.pdf>

都道府県で対応頂く事項（依頼）

- 「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」の検討状況等については、厚生労働省ホームページ（※）に掲載している。上記、令和7年1月17日付けで示した内容について管内の関係者への周知を行うとともに、引き続き消費者からの相談等の対応に御協力をお願いしたい。
 - ※ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-iyaku.html?tid=128714>
- 国立医薬品食品衛生研究所の実施する室内空气中化学物質の全国実態調査への引き続きのご協力をお願いしたい。

担当者名 野口専門官（内線 2423）、台蔵係員（内線 2424）

化学物質安全対策室の主な業務

化学物質審査規制法

人の健康を損なうおそれや
動植物の生育等に支障を
及ぼすおそれがある化学物
質による環境の汚染防止

生活環境中の 化学物質対策

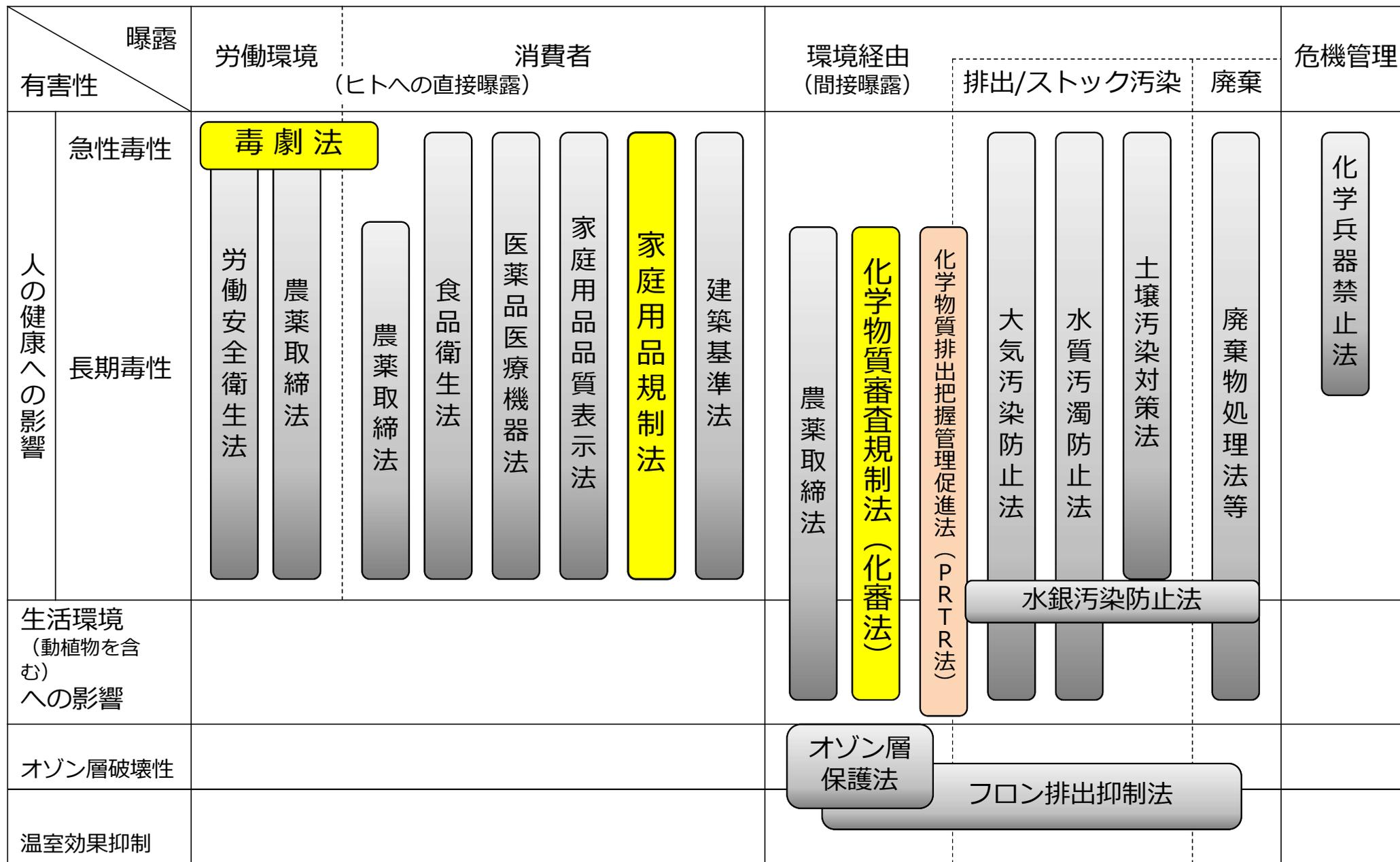
毒物・劇物について
保健衛生上の見地か
ら必要な取締を実施

毒物及び劇物取締法

有害物質を含有する家庭用
品について保健衛生上の見
地から必要な規制を実施

家庭用品規制法

我が国の主な化学物質関連の法体系



毒物及び劇物指定令の一部改正 (令和7年10月29日公布・同年11月1日施行)

令和6年12月25日の毒物劇物部会での審議、薬事審議会の答申（令和7年2月3日）を受け、

- 劇物への1品目（フェナザキン。19.4%以下を含有するものを除く。）指定
- 劇物からの1品目（塩素酸ナトリウム47.5%以上52.5%以下を含有する製剤（粉粒状に加工をしたものを除く。）（炭酸水素ナトリウム27%以上37%以下を含有するものに限る。））除外（公布の日から施行）

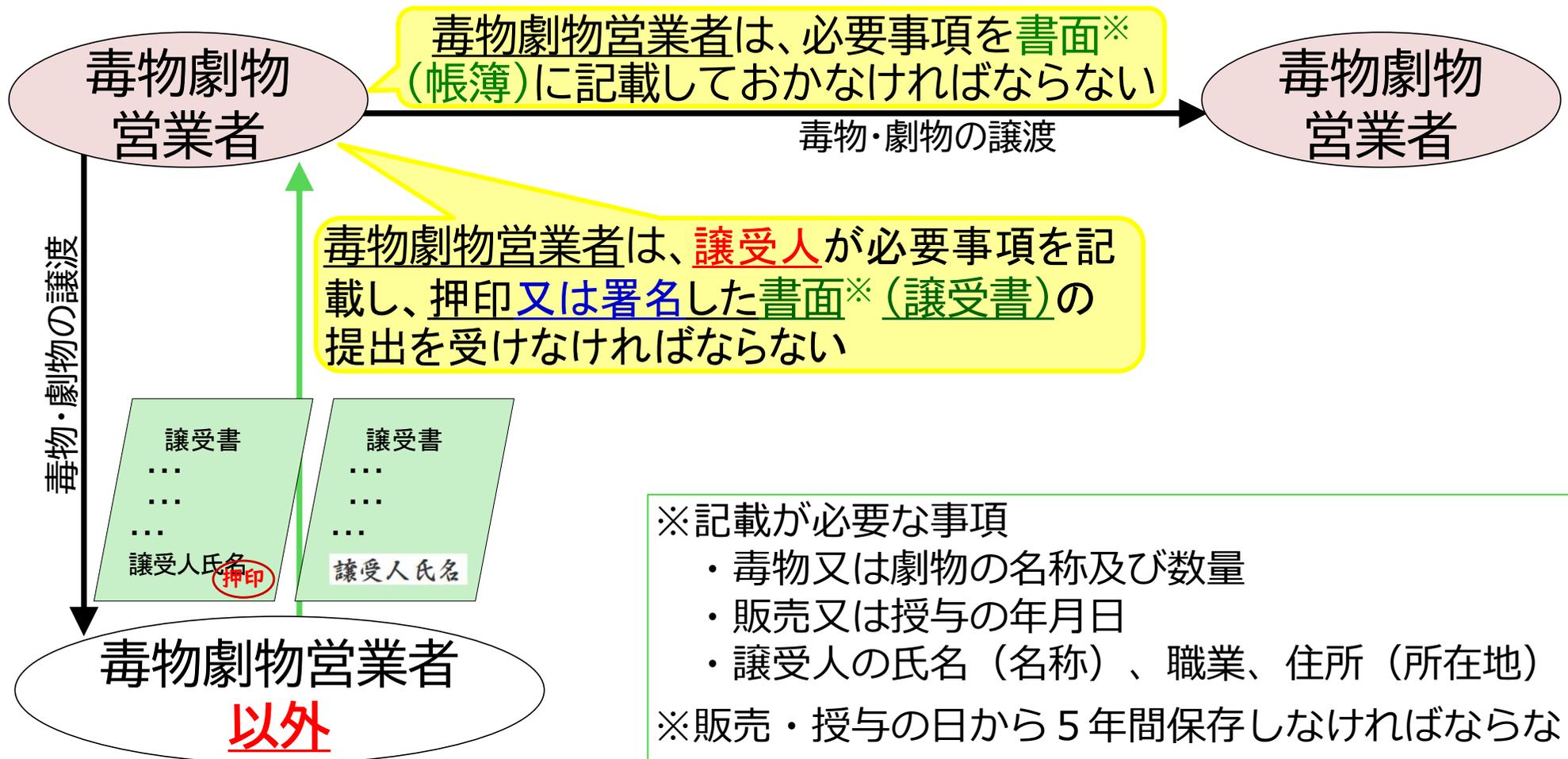
が行われた（令和7年政令第358号）。

なお、この指定令の改正にあわせて、施行規則別表第一も改正し、各品目につき、農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物に指定及び劇物からの除外が行われた（令和7年厚生労働省令第107号）。

毒物・劇物の譲渡手続（法第14条）

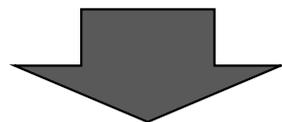
（施行規則の一部改正令和7年10月29日公布・同日施行）

法第14項第2項の規定により作成する書面は、譲受人が押印又は署名した書面と改められた。（施行規則第12条の2）



毒物及び劇物のオンライン販売に係る留意事項について (令和7年3月24日医薬薬審発0324第4号通知)

毒劇物のオンライン販売につき、買上げ調査を行った結果、毒劇法に抵触する実態が一部の店舗において確認された

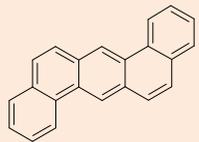


- 1 譲受書の事前の提出を求めること（法第14条第2項）
 - × 商品到着後に譲受書の提出を求めるなど、事前に譲受書の提出が行われていない（散見）
 - × 譲受書の提出を求めている（極少数）
- 2 身分の確認を行うなど、交付の制限に係る確認を行うこと（法第15条）
 - × 譲受書の事前提出を求めていることに加え、身分証の確認を求めていることから、交付の制限に係る確認が不十分（散見）

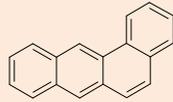
家庭用品規制法に基づく規制基準（21物質群）

塩化水素 硫酸	住宅用の洗浄剤で液体状のもの (製剤たる劇物を除く。)	テトラクロロエチレン トリクロロエチレン	家庭用エアゾール製品 家庭用の洗浄剤
水酸化ナトリウム 水酸化カリウム	家庭用の洗浄剤で液体状のもの (製剤たる劇物を除く。)	APO TDBPP BDBPP化合物	繊維製品のうち、寝衣、寝具、カーテン及び床敷物
塩化ビニル メタノール	家庭用エアゾール製品	ジベンゾ[a,h]アントラセン ベンゾ[a]アントラセン ベンゾ[a]ピレン	クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤 クレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材
DTTB ディルドリン	繊維製品のうち、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具及び床敷物 家庭用毛糸	アゾ化合物(化学的変化により容易に24種の特定芳香族アミンを生成するものに限る。)	繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具、床敷物、テーブル掛け、えり飾り、ハンカチーフ並びにタオル、バスマット及び関連製品 革製品(毛皮製品を含む。)のうち、下着、手袋、中衣、外衣、帽子及び床敷物
ホルムアルデヒド	繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具で生後24ヶ月以下の乳幼児用のもの 繊維製品のうち、下着、寝衣、手袋、くつした及びたび、かつら、つけまつげ、つけひげ又はくつしたどめに使用される接着剤		
トリフェニル錫化合物 トリブチル錫化合物 有機水銀化合物	繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした、家庭用接着剤、家庭用塗料、家庭用ワックス くつ墨及びくつクリーム		

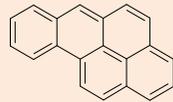
クレオソート油を含有する家庭用の木材防腐剤及び木材防虫剤、並びにクレオソート油及びその混合物で処理された家庭用の防腐木材及び防虫木材中有害物質の改正試験法の概要



ジベンゾ[a,h]アントラセン



ベンゾ[a]アントラセン



ベンゾ[a]ピレン

対象有害物質

現行試験法

【木材防腐剤及び木材防虫剤】

1. 試験溶液の調製

- ・試料0.5 g
- ・シリカゲルミニカラムに負荷
- ・ジクロロメタンで溶出
- ・溶出液を濃縮し試験溶液とする

2. 試験

- ・GC-MSにて測定

課題②

精製が不十分なため、GC-MS分析時の妨害や汚染が生じる

課題③

GC-MSのキャリアーガスであるHeは世界的に供給が不安定、価格高騰

【処理木材】

1. 試験溶液の調製

- ・試料1.0 g
- ・ジクロロメタンで37℃、24時間静置して抽出

課題①

有害試薬の使用



現行試験法でのGC-MS測定溶液例 (防虫剤)

改正試験法(案)

Nishi et al., J Chromatogr A, 2023

【木材防腐剤及び木材防虫剤】

1. 試験溶液の調製

- ・試料0.5 g
- ・ヘキサンを加え遠心分離
- ・上清をシリカゲルミニカラムに負荷
- ・ジエチルエーテル/ヘキサン溶液で溶出
- ・溶出液を濃縮しヘキサンで定容
- ・トリメチルアミノプロピル化シリカゲルミニカラムに負荷
- ・ジエチルエーテル/ヘキサン溶液で洗浄
- ・アセトン/ヘキサン溶液で溶出
- ・溶出液を濃縮、ヘキサンで定容し試験溶液とする

改正ポイント②

効果的な精製による、妨害及び汚染の軽減

2. 試験

- ・GC-MSにて測定 (現行試験法とは異なる液相のカラムを使用)

改正ポイント③

Heの代替ガスとして、窒素および水素も使用可能

ただし、

- ・感度はヘリウム≒水素 >> 窒素 (ヘリウムに対して窒素は面積で1/900~1/210)
- ・代替キャリアーガスの使用時は、個々の機器の状態に応じて流量以外の条件も事前に検討が必要

【処理木材】

1. 試験溶液の調製

- ・試料1.0 g
- ・アセトンで37℃、24時間静置して抽出
- ・抽出液を濃縮しヘキサンを加え遠心分離

改正ポイント①

安全な試薬による前処理



改正試験法(案)でのGC-MS測定溶液例 (防虫剤)

いわゆる「香害」についての厚生労働省での取り組み

- 柔軟剤などの香りにより体調不良になるといった相談が消費生活センター等に寄せられている。
- 消費者庁において厚生労働省を含む関係各省と協力のもと、啓発ポスター（「その香り 困っている人もいます」）を改訂。各省庁から関係者へ周知等を行った。

啓発ポスターの主な内容

- ・自分にとって快適な香りでも、不快に感じる人がいる
- ・香りの強さの感じ方には個人差がある
- ・使用量の目安などを参考に、周囲に配慮した使用が必要

背景

- ✓柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談が消費生活センター等に寄せられている。
- ✓訴えには個人差があり、香りと体調の変化との因果関係も不明であるものの、消費者庁において厚生労働省を含む関係と協力のもと、香りのマナーに関する啓発ポスターを作成。さらなる啓発のため、令和5年7月に改訂した。（「その香り 困っている人もいます」）

消費者庁、文部科学省、経済産業省、環境省との連名による啓発ポスター

厚生労働省での対応状況

- ①関係団体（※）を通じて、薬局・ドラッグストアに周知するとともにポスターの店内掲示等への活用を依頼 ※日本薬剤師会、日本保険薬局協会、日本チェーンドラッグストア協会
- ②都道府県等を通じて医療機関、高齢者施設、保育所、障害者支援施設等に周知
- ③事業団体所管部局を通じて、理容、美容、宿泊、飲食関係営業の全国団体に周知
- ④医師会等の医療従事者団体に周知

●なお、上記の他、関係省庁から消費生活センター、日本石鹼洗剤工業組合、各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課等に周知を依頼している。



消費者庁 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 環境省

1. 国民生活センターの発表

国民生活センターには、「柔軟仕上げ剤のにおい」に関する相談が寄せられている。同センターでは寄せられた相談情報の内容の分析が行われており、商品選択や使用にあたっての注意点等に関する消費者への情報提供が行われている。

URL:https://www.kokusen.go.jp/t_box/data/t_box-faq_qa2013_48.html

URL:https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200409_2.html

2. 業界団体での対応

日本石鹼洗剤工業会では、衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示の自主基準において、①香りの感じ方には個人差があるため周囲への配慮をすること、②適正な使用量を守ることを促す表示項目を設けるとともに、周囲への香りのマナーに関する啓発を行っている。

- (1) 衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示自主基準

URL: https://jsda.org/w/01_katud/a_sekken25.html

- (2) 柔軟仕上げ剤の香りに関して

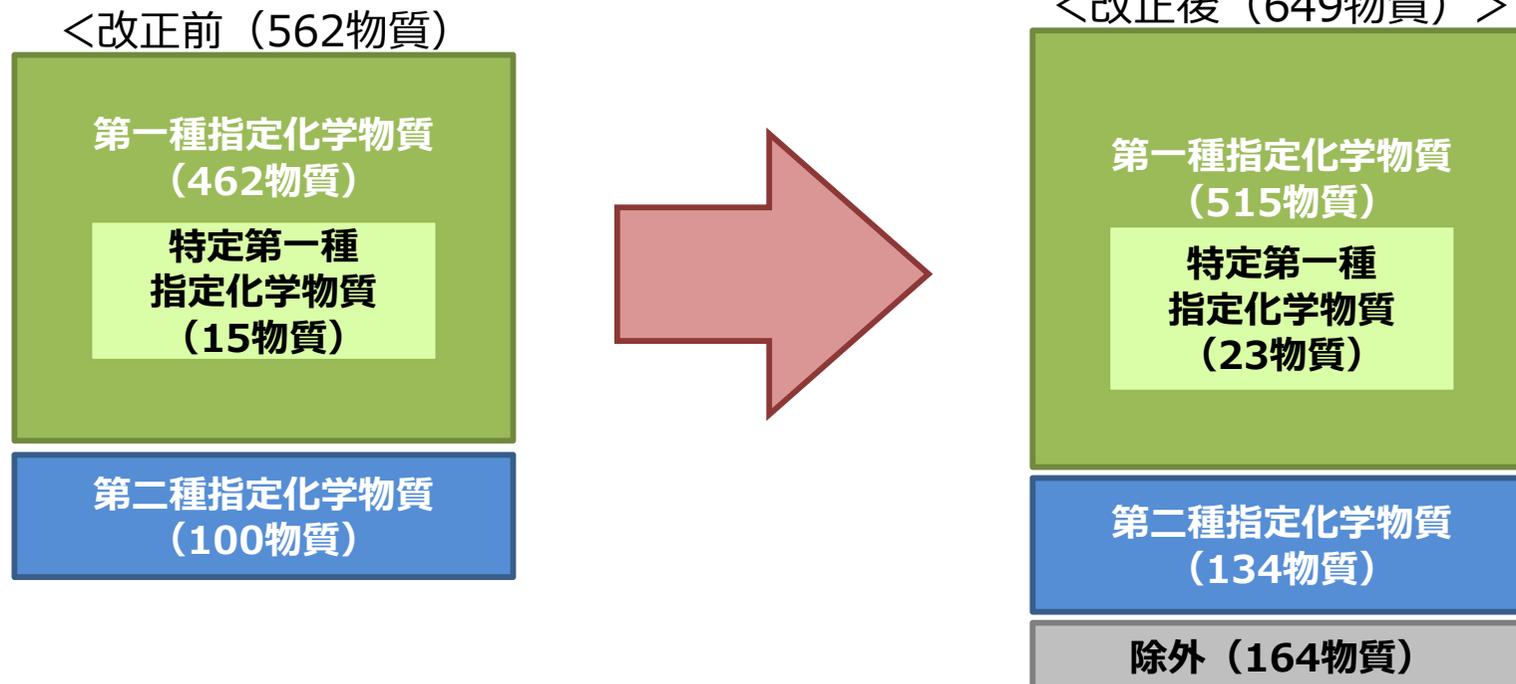
URL: https://jsda.org/w/01_katud/jyuunanzai_kaori.htm

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の 促進に関する法律施行令の改正概要

- 最新の有害性に関する知見等に基づいた対象物質の見直しの結果、有害性が現行選定基準に合致し、新たなばく露情報の選定基準に合致する物質は**649物質**
 - PRTR制度とSDS制度の対象となる第一種指定化学物質は**515物質**
(うち発がん性等のある23物質は特定第一種指定化学物質)
 - SDS制度のみの対象となる第二種指定化学物質は**134物質**。
- 公布日：**令和3年10月20日（水）**、施行日：**令和5年4月1日（土）** ※
※ P R T R 制度に関して、**改正後の対象物質の排出・移動量の把握は令和5年度から、届出は令和6年度から実施**

P R T R 制度：化学物質排出・移動量届出制度（Pollutant Release and Transfer Register）

S D S 制度：化学物質の性状や取扱いに関する情報（安全データシート）の提供に関する制度（Safety Data Sheet）



室内濃度指針値

※ 室内濃度指針値とは、現状において入手可能な毒性に係る科学的な知見に基づき、人がその化学物質の示された濃度以下の暴露を一生涯受けたとしても、健康への影響を受けまいと判断により設定された値。
 (「化学物質の室内濃度指針値についてのQ&A」)

化学物質名	室内濃度指針値	設定日	改訂日
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm)	H9.6.13	
アセトアルデヒド	48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.03ppm)	H14.1.22	
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm)	H12.6.26	
キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	H12.6.26	H31.1.17
エチルベンゼン	370 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.085ppm)	H12.12.15	R7.1.17
スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	H12.12.15	
パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	H12.6.26	
テトラデカン	330 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	H13.7.5	
クロルピリホス	1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppb) 小児の場合0.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.007ppb)	H12.12.15	
フェノブカルブ	33 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (3.8ppb)	H14.1.22	
ダイアジノン	0.29 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02ppb)	H13.7.5	
フタル酸ジ-n-ブチル	17 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (1.5ppb)	H12.12.15	H31.1.17
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (6.3ppb)	H13.7.5	H31.1.17

(参考) TVOC(総揮発性有機化合物) : 暫定目標値 400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$